

四街道市スマイルボランティア事業  
受入機関の手引き（第1版）



四街道市 令和7年5月発行

## はじめに

四街道市では、令和7年4月から「スマイルボランティア事業」を開始しました。この手引きは、本事業にご協力してくださる受入機関（施設）の皆様が実際にボランティアの方々を受け入れる際の手引きとして作成しましたのでご活用いただければ幸いです。

また、この手引き及び本事業に関するご不明な点がございましたら、四街道市福祉サービス部高齢者支援課（電話421-6128）までご連絡ください。

## 目 次

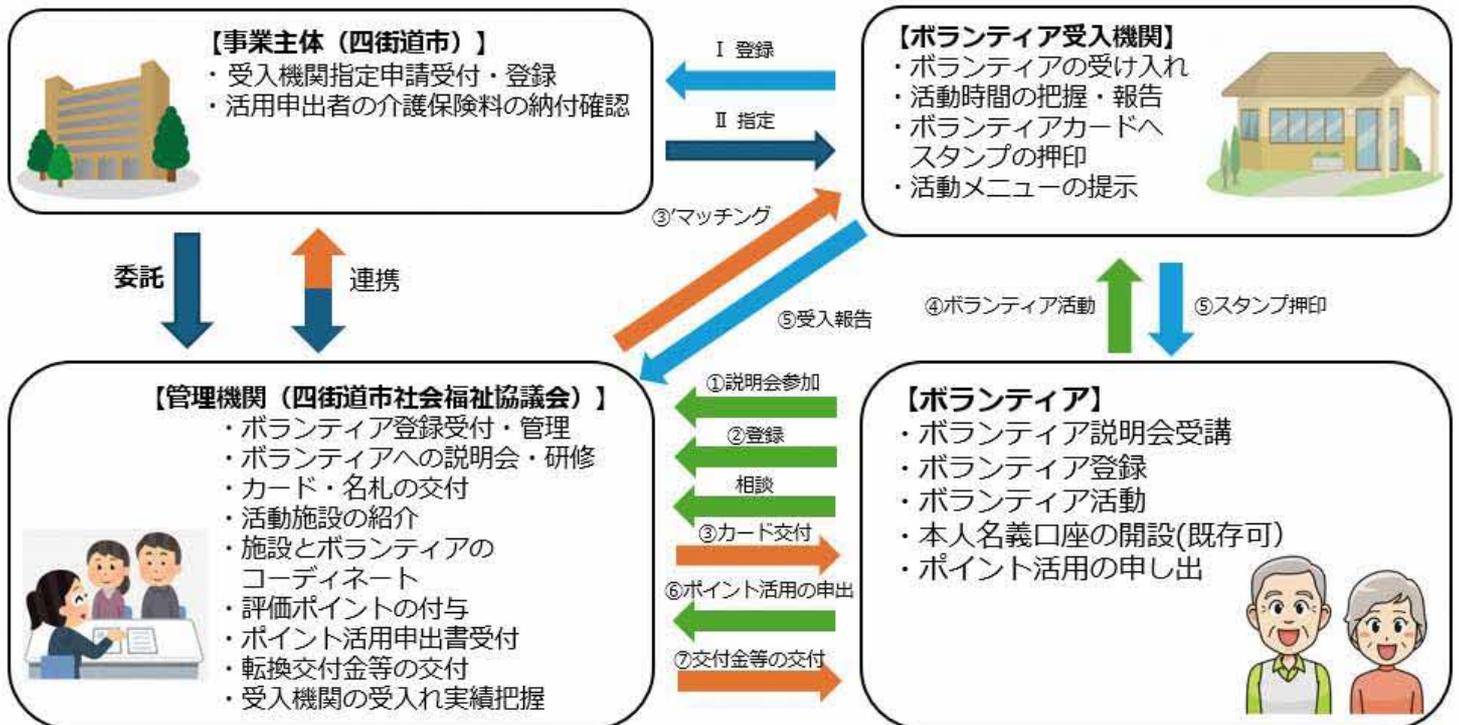
事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ボランティア受入れの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	3

## ＜事業の概要＞

この事業は、市に登録された介護保険施設等において、高齢者がボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントがもらえ、貯めたポイントを交付金等（年間で最大5,000円）に交換できる仕組みです。

高齢者がボランティア活動により地域貢献することを奨励及び支援し、地域における共助意識の向上や高齢者自身の介護予防、生きがいづくり及び社会参加の促進などを目的としています。

## ＜実施イメージ＞



【管理機関】四街道市社会福祉協議会（ボランティアセンター）

## ＜対象者＞

四街道市にお住いの65歳以上（四街道市介護保険第1号被保険者）のうち、要支援・要介護認定がなく、以下のボランティア活動ができる方。

## ＜対象となるボランティア活動＞

市が本事業の受入機関として指定した施設等でのボランティア活動

- ①レクリエーション等の指導・参加補助
- ②芸能披露（楽器演奏・歌・マジック・落語等）
- ③お茶出しや食堂内の配膳・下膳の補助
- ④話し相手（傾聴）・朗読等
- ⑤散歩・外出・館内移動の補助
- ⑥施設職員の行事の手伝い
- ⑦環境整備（花壇の手入れ・草刈り）
- ⑧掃除・消毒作業などの軽作業
- ⑨その他、施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動等

## ＜活動評価＞

- (1) 活動1時間につき、スタンプ1個を押印。1日に最大2個のスタンプの押印を受けることができます。（1日に2箇所以上で活動し、合計2時間以上活動しても、1日のスタンプ押印は2個までとなります。）
- (2) スタンプの押印数によりポイントが付与されます。500ポイントを超えると、500ポイントごとに、年度5,000ポイントを上限として付与され、本人の申し出により年度5,000円を上限として転換交付金等の交付を受けることができます。

スタンプの押印数	付与するポイント	転換交付金等
5個から9個まで	500ポイント	500円又は500円相当の物品
10個から14個まで	1,000ポイント	1,000円又は1,000円相当の物品
15個から19個まで	1,500ポイント	1,500円又は1,500円相当の物品
20個から24個まで	2,000ポイント	2,000円又は2,000円相当の物品
25個から29個まで	2,500ポイント	2,500円又は2,500円相当の物品
30個から34個まで	3,000ポイント	3,000円又は3,000円相当の物品
35個から39個まで	3,500ポイント	3,500円又は3,500円相当の物品
40個から44個まで	4,000ポイント	4,000円又は4,000円相当の物品
45個から49個まで	4,500ポイント	4,500円又は4,500円相当の物品
50個以上	5,000ポイント	5,000円又は5,000円相当の物品

- (3) 換金等の結果、残った評価ポイントは5,000ポイントを上限に翌年度に限り、繰り越すことができます。

## ボランティア受入れの流れ

### 【受入機関指定申請手続きについて】

#### 1 受入機関としての指定を受けようとするとき

- (1) 「スマイルボランティア受入機関指定申請書（兼指定事項変更・辞退届出書）」（様式第2号）（以下「申請書」という。）を四街道市高齢者支援課に持参、郵送、又はメール（PDF）で提出してください。
- (2) 折り返し四街道市から「スマイルボランティア受入機関指定・変更・却下決定通知書」（様式第3号）（以下、「決定通知書」という。）を送付しますので内容をご確認ください。
- (3) 受入機関として使用する物品について
  - ①活動承認スタンプ
  - ②受入機関実績管理表を閉じたファイル
  - ③受入機関の手引き※上記物品については管理機関（社会福祉協議会）より配布されます。

### 【ボランティアの受け入れに関して】

#### 1 ボランティアについて

- (1) スマイルボランティア活動に関する説明会（以下「説明会」という。）に参加して、本事業の目的や趣旨を理解した上で、スマイルボランティア登録をします。  
（説明会は毎年5月頃開催予定ですが、随時個別での説明を行っています。）
  - ①説明会に参加していただき、事業の目的や趣旨を理解し、さらに個人情報の遵守等、スマイルボランティア活動（以下「ボランティア活動」という。）をする上での心構えなども理解していただきます。
  - ②ご自分で納得し、活動ができると判断した上で、管理機関にスマイルボランティア登録申請書を提出していただき、「スマイルボランティアカード（以下「ボランティアカード」という。）と名札の交付を受けます。
  - ③スマイルボランティア登録をしていただく際、ボランティア活動中に起こりうる事故等の様々な事案に対応する為、ボランティア活動保険にもご加入いただきます。

(2) 希望の施設、活動内容、活動時間などを管理機関に伝えます。

スマイルボランティア登録の際に、管理機関にご希望の施設、活動内容、活動時間などを伝えます。管理機関が、ボランティアと受入機関の希望に沿うようマッチングを行います。受け入れ決定後、初回の受入機関への訪問は、管理機関のコーディネーターが同行します。

※すでに活動している方で同じ施設での活動の継続を希望され、コーディネーターの初回訪問が不要の方は、同行なしでの活動も可能です。

## 2 受入機関でご対応いただきたい内容

### 【事前準備】

(1) 担当者の配置

ボランティアの受け入れ調整や当日の対応等が円滑に行えるよう、事前に担当者を決めていただくようお願いいたします。

(2) 管理機関と活動日程などの調整

管理機関から受入機関の担当者の方に連絡が入ります。活動内容の確認のためコーディネーターが施設を訪問する日や、実際に受け入れを希望しているスマイルボランティア（以下「ボランティア」という。）の初回訪問日の調整をさせていただきます。

### 【活動日当日】

(1) ボランティア活動内容の指示及び活動時間の確認

①「受入機関実績管理表」をお渡ししますので、ボランティアを受入れる日はカウンター等に置き、ボランティアが記入しやすいようご準備をお願いします。

②ボランティアが来所したら、まず日付・氏名・活動開始時間を「受入機関実績管理表」へ記入しますので、その後、活動内容を指示してください。

③活動終了後「受入機関実績管理表」へ活動終了時間と活動内容を記入しますので、活動開始時間と終了時間、活動内容についてチェックし、概ね1時間以上の活動であることを確認してください。

※「受入機関実績管理表」については、毎月10日までに前月分の実績管理表を管理機関にご提出ください。

(持参、郵送、メール、又はFAXで提出してください)

## (2) 活動終了時のスタンプ押印

- ① 1時間以上の活動を確認しましたら、ボランティアが持参するボランティアカードに日付を記入し、スタンプの押印をお願いします。
- ② 押印するスタンプの数は、1時間で1個、2時間以上で2個です。
- ③ 1日につきスタンプの上限は2個です。同じ日に2時間以上活動した場合や2箇所以上の施設で活動したとしても、その日のスタンプ押印は2個までとなります。
- ④ ボランティア活動当日にボランティアがボランティアカードを忘れた際は、施設で活動日時等の実績が確認できる場合のみ、後日ボランティアが持参した際にスタンプを押印していただくようお願いいたします。  
※ ボランティアカードを紛失し、再発行した場合はスタンプの再押印はできません。

## 3 事故が起きた場合

- (1) ボランティアや施設利用者の事故など、緊急措置が必要な場合は、人的な対応を優先してください。その後、四街道市高齢者支援課へ速やかに電話で連絡し、後日「スマイルボランティア事業事故報告書（様式第6号）」を提出してください。  
※1 ボランティアが加入しているボランティア保険を使用する際の参考資料となりますのでご提出をお願いします。  
※2 保険は社会福祉協議会を通じて「ボランティア活動保険」に加入しています。保険の詳細は別添パンフレットをご確認ください。

## 4 管理機関および四街道市との連絡調整

- (1) 管理機関または四街道市高齢者支援課から連絡をさせて頂く場合があります。
- (2) 本事業について、ご不明な点がありましたら、いつでも管理機関または四街道市高齢者支援課の担当者までお問い合わせください。

## 5 その他

### (1) 受入機関としての指定を変更するとき

- ①「申請書」の「変更の場合」の欄に必要事項を記載の上、四街道市高齢者支援課に持参、郵送、又はメール（PDF）で提出してください。
- ②折り返し四街道市から「決定通知書」を送付しますので内容をご確認ください。

### (2) 受入機関を取りやめたいとき

- ①「申請書」の「辞退の場合」の欄に必要事項を記載の上、四街道市高齢者支援課に持参、郵送、又はメール（PDF）で提出してください。
- ②折り返し四街道市から「スマイルボランティア受入機関指定取消決定通知書」（様式第4号）を送付しますので内容をご確認ください。

【お問い合わせ先】 制度や施設登録に関すること  
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地  
四街道市福祉サービス部高齢者支援課 包括ケア係  
電話：421-6128  
FAX：421-2011  
E-mail：ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp

【お問い合わせ先】 ボランティア活動に関すること  
〒284-0003 四街道市鹿渡無番地  
四街道市社会福祉協議会 ボランティアセンター  
電話：421-6300  
FAX：422-2807（社会福祉協議会）  
E-mail：vc@yotsukaido-shakyo.or.jp